

令和2年6月1日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第12報)」(介護保険最新情報 Vol. 842)における岐阜県の取扱いについて

- Q1. 対象となる事業所は新型コロナウイルス感染症の影響で休業等を行った事業所に限定されるか。
- A 通常以上の感染予防対策を行った事業所であれば対象となる。
- Q2. 適用はいつからのサービス提供分か。
- A 事前の同意が必要となることから、本通知が発出された6月1日以降であり、かつ、利用者から同意を得た日以降。
- Q3. 利用者の同意は口頭でよいか。
- A 文書による必要がある。なお、文書による同意とは、事業所による説明内容及び利用者もしくは家族の署名または押印のある書面(任意様式)を指す。
- Q4. 介護支援専門員との連携とはどのようなことか。
- A 本取扱いによる請求をすること及び利用者から同意を得ていることを情報共有し、通所介護計画等と居宅サービス計画における提供回数等との整合性を図るとともに、給付管理表に反映するよう依頼すること。
- Q5. 「サービス提供回数を○で除した数と×回を比較して少ない方を算定できる」とあるが、サービス提供回数とは同意日以降の分に限られるか。
- A その通り。